○文部科学省告示第百二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（絵画の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
絹本著色阿弥陀三尊像　普悦筆　三幅	昭和二十四年文部省告示第十六号	宗教法人清浄華院	京都府京都市上京区寺町通広小路上る北ノ辺町三九五

○文部科学省告示第百二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（考古資料の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
土偶　一箇 附　土偶残欠　四十七箇 山形県西ノ前遺跡出土	平成十年文部省告示第百十二号	山形県（山形県立博物館保管）	山形県山形市松波二―八―一

○文部科学省告示第百二十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を、同表下欄のように重要文化財に指定する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（絵画の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	認定告示	所有者	所有者の住所
絹本著色石田正継像　文禄三年伯蒲ノ贊アリ　一幅	昭和十四年文部省告示第四百九号	宗教法人壽聖院	京都府京都市右京区花園妙心寺町四四

○文部科学省告示第百二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を、同表下欄のように重要文化財に指定する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（工芸品の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	認定告示	所有者	所有者の住所
樂燒兎文様香盒　本阿彌光悦作　一合	昭和八年文部省告示第二百八十六号	公益財団法人出光美術館 赤楽兎文香合　光悦作　一合	東京都千代田区丸の内三―一―一